気候変動適応法案の概要

資料1

○温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）と、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）は車の両輪。

○本法案により適応策を法的に位置付け、関係者が一丸となって適応策を強力に推進。

背景

我が国において、気候変動の影響がすでに顕在化し、今後更に深刻化するおそれ。適応策が重要。

米・果樹

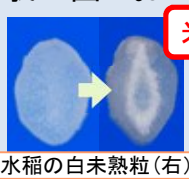

水稲の白未熟粒（右）

（写真提供：農林水産省）

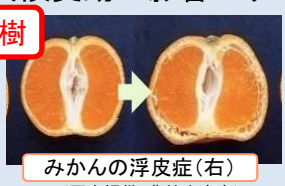

みかんの浮皮症（右）

（写真提供：農林水産省）

豪雨の増加

日本の年平均気温は、100年あたり 1.19℃の割合で上昇している。今後さらなる上昇が見込まれる。

（出典：気候変動監視レポート2016（気象庁））

熱中症患者の増加

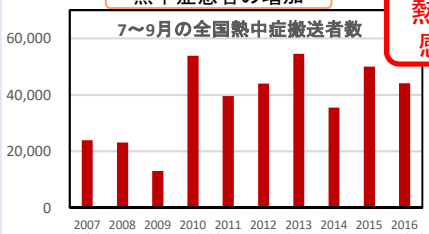

（出典：総務省消防庁 熱中症情報 救急搬送状況より環境省作成）

熱中症・感染症

ヒトスジシマカの分布北上（デング熱の媒介生物）

（写真提供：国立感染症研究所昆虫医科学部）

災害・異常気象

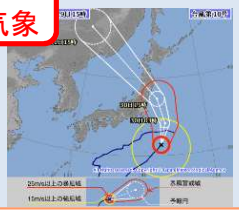

強い台風の発生数等の増加（将来予測）

（画像提供：気象庁）

生態系

サンゴの白化

（写真提供：環境省）

法律案の概要

1. 適応の総合的推進

- 国、地方公共団体、事業者、国民が気候変動適応の推進のため担うべき役割を明確化。
- 国は、農業や防災等の各分野の適応を推進する**気候変動適応計画**を策定。その進展状況について、把握・評価手法を開発。（閣議決定の計画を法定計画に格上げ。更なる充実・強化を図る。）
- **気候変動影響評価**をおおむね5年ごとに行い、その結果等を勘案して計画を改定。

各分野において、信頼できるきめ細かな情報に基づく効果的な適応策の推進

農林水産業 ／ 水環境・水資源 ／ 自然生態系 ／ 自然災害 ／ 健康 ／ 産業・経済活動 ／ 国民生活

将来影響の科学的知見に基づき、
- 高温耐性の農作物品種の開発・普及
- 魚類の分布域の変化に対応した漁場の整備
- 堤防・洪水調整施設等の着実なハード整備
- ハザードマップ作成の促進
- 熱中症予防対策の推進　　等

2. 情報基盤の整備

- 適応の**情報基盤の中核として国立環境研究所を位置付け**。

「気候変動適応情報プラットフォーム」（国立環境研究所サイト）の主なコンテンツ

コメの収量の将来予測

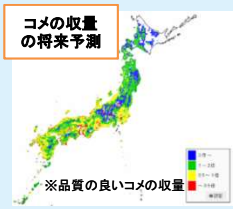

砂浜消失率の将来予測

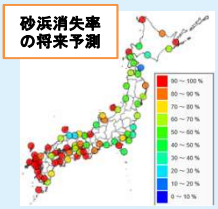

http://www.adaptation-platform.nies.go.jp/index.html

3. 地域での適応の強化

- 都道府県及び市町村（東京23区を含む。）に、**地域気候変動適応計画**策定の努力義務。
- 地域において、適応の情報収集・提供等を行う拠点（**地域気候変動適応センター**）機能を担う体制を確保。
- **広域協議会**を組織し、国と地方公共団体等が連携して地域における適応策を推進。

4. 適応の国際展開等

- 国際協力の推進。
- 事業者等の取組・適応ビジネスの促進。

※施行期日：6ヶ月を超えない範囲で政令で定める日。ただし、施行前に気候変動適応計画を策定することができる。

平成三十年
第百九十六回国会

気候変動適応法案参考資料

環境省

目　次

一　提案理由説明
二　法律案要綱
三　法律案・理由
四　新旧対照条文
五　参照条文

一　提案理由説明

気候変動適応法案提案理由説明

ただいま議題となりました気候変動適応法案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

近年、高温による米や果実の品質低下、魚種の変化、大雨の頻発化に伴う水害・土砂災害・山地災害の増加、熱中症搬送者数の増加や感染症拡大への懸念など、気候変動の影響が全国各地で起きており、さらに今後、長期にわたり拡大するおそれがあります。

こうした気候変動に対処し、国民の生命・財産を将来にわたって守り、経済・社会の持続可能な発展を図るためには、温室効果ガスの長期大幅削減に全力で取り組むことはもちろん、現在生じており、また将来予測される被害の防止・軽減等を図る気候変動適応に、多様な関係者の連携・協働の下、一丸となって取り組むことが一層重要となっています。

本法律案は、こうした状況を踏まえ、気候変動適応を推進するための措置を講じようとするものです。

次に、この法律案の内容の概要を御説明申し上げます。

第一に、国、地方公共団体、事業者及び国民が気候変動適応の推進のために担うべき役割を明確にします。

第二に、政府は、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、気候変動適応に関する計画を定めなければならないこととします。

第三に、環境大臣は、おおむね５年ごとに、中央環境審議会の意見を聴き、あらかじめ関係行政機関と協議し、気候変動による影響の評価を行わなければならないこととします。

第四に、国立研究開発法人国立環境研究所は、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集及び提供や、地方公共団体等に対する技術的助言等の業務を行うこととします。

第五に、都道府県及び市町村は、地域における気候変動適応に関する計画の策定に努めるとともに、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集及び提供等を行う地域気候変動適応センターとしての体制を確保するよう努めることとします。

第六に、地方環境事務所その他国の地方行政機関、都道府県、市町村等は、広域的な連携による気候変動適応の推進のため、気候変動適応広域協議会を組織することができることとします。

第七に、国及び地方公共団体は、気候変動適応に関する施策の推進に当たっては、防災や農業等の関連施策との連携を図るよう努めることとします。

このほか、気候変動適応に関する国際協力の推進、事業者による気候変動適応に資する事業活動の促進、事業者及び国民の関心と理解の増進等に係る規定の整備を行います。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容の概要です。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二　法律案要綱

気候変動適応法案要綱

第一　総則

一　目的

この法律は、地球温暖化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。）その他の気候の変動（以下「気候変動」という。）に起因して、生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていること並びにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることに鑑み、気候変動適応に関する計画の策定、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の提供その他必要な措置を講ずることにより、気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とすること。

（第一条関係）

二　定義

1　「気候変動影響」とは、気候変動に起因して、人の健康又は生活環境の悪化、生物の多様性の低下その他の生活、社会、経済又は自然環境において生ずる影響とすること。

2　「気候変動適応」とは、気候変動影響に対応して、これによる被害の防止又は軽減その他生活の安

定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図ることとすること。　（第二条関係）

三　国の責務

1　国は、気候変動、気候変動影響及び気候変動適応（以下「気候変動等」という。）に関する科学的知見の充実及びその効率的かつ効果的な活用を図るとともに、気候変動適応に関する施策を総合的に策定し、及び推進するものとすること。

2　国は、気候変動適応に関する施策の推進を図るため、並びに地方公共団体の気候変動適応に関する施策の促進並びに事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「事業者等」という。）の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進を図るため、気候変動等に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行う体制の確保その他の措置を講ずるよう努めるものとすること。

（第三条関係）

四　地方公共団体の責務

1　地方公共団体は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進するよう努めるものとすること。

２　地方公共団体は、その区域における事業者等の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進を図るため、１の施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとすること。

（第四条関係）

五　事業者の努力

事業者は、自らの事業活動を円滑に実施するため、その事業活動の内容に即した気候変動適応に努めるとともに、国及び地方公共団体の気候変動適応に関する施策に協力するよう努めるものとすること。

（第五条関係）

六　国民の努力

国民は、気候変動適応の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国及び地方公共団体の気候変動適応に関する施策に協力するよう努めるものとすること。

（第六条関係）

第二　気候変動適応計画

一　気候変動適応計画の策定

１　政府は、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、気候変動適応に関する

計画（以下「気候変動適応計画」という。）を定めなければならないものとすること。

２　１の計画は、次に掲げる事項について定めるものとすること。

イ　計画期間

ロ　気候変動適応に関する施策の基本的方向

ハ　気候変動等に関する科学的知見の充実及びその活用に関する事項

ニ　気候変動等に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行う体制の確保に関する事項

ホ　気候変動適応の推進に関して国立研究開発法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）が果たすべき役割に関する事項

ヘ　地方公共団体の気候変動適応に関する施策の促進に関する事項

ト　事業者等の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進に関する事項

チ　気候変動等に関する国際連携の確保及び国際協力の推進に関する事項

リ　気候変動適応に関する施策の推進に当たっての関係行政機関相互の連携協力の確保に関する事項

ヌ　イからリまでに掲げるもののほか、気候変動適応に関する重要事項

（第七条関係）

二　気候変動適応計画の変更

政府は、最新の四の気候変動影響の総合的な評価その他の事情を勘案して、気候変動適応計画について検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに、これを変更しなければならないものとすること。

（第八条関係）

三　評価手法等の開発

政府は、気候変動適応計画の変更に関する検討に資するため、気候変動適応計画の実施による気候変動適応の進展の状況をより的確に把握し、及び評価する手法を開発するよう努めるものとすること。

（第九条関係）

四　気候変動影響の評価

１　環境大臣は、気候変動及び多様な分野における気候変動影響の観測、監視、予測及び評価に関する最新の科学的知見を踏まえ、おおむね五年ごとに、中央環境審議会の意見を聴いて、気候変動影響の総合的な評価についての報告書を作成し、これを公表しなければならないものとすること。

２　１の報告書を作成しようとするときは、環境大臣は、あらかじめ、その案を作成し、関係行政機関

の長と協議しなければならないものとすること。

（第十条関係）

第三　気候変動適応の推進

一　研究所による気候変動適応の推進に関する業務

1　研究所は、気候変動適応計画に従って、次の業務を行うものとすること。

イ　気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供

ロ　都道府県又は市町村に対する地域気候変動適応計画の策定又は推進に係る技術的助言その他の技術的援助

ハ　三にある地域気候変動適応センターに対する技術的助言その他の技術的援助

ニ　イからハまでの業務に附帯する業務

2　研究所は、国民一人一人が日常生活において得る気候変動影響に関する情報の有用性に留意するとともに、気候変動等に関する調査研究又は技術開発を行う国の機関又は独立行政法人（以下「調査研究等機関」という。）と連携するよう努めるものとすること。

3　環境大臣は、研究所に対し、1に掲げる業務に関し必要な助言を行うことができるものとすること。

（第十一条関係）

二　地域気候変動適応計画

都道府県及び市町村は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため、単独で又は共同して、気候変動適応計画を勘案し、地域気候変動適応計画（その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画をいう。）を策定するよう努めるものとすること。

（第十二条関係）

三　地域気候変動適応センター

1　都道府県及び市町村は、その区域における気候変動適応を推進するため、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点（以下「地域気候変動適応センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとすること。

2　地域気候変動適応センターは、研究所との間で、収集した情報並びにこれを整理及び分析した結果の共有を図るものとすること。

（第十三条関係）

四　気候変動適応広域協議会

1　地方環境事務所その他国の地方行政機関、都道府県、市町村、地域気候変動適応センター、事業者等その他の気候変動適応に関係を有する者は、広域的な連携による気候変動適応に関し必要な協議を行うため、気候変動適応広域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができるものとすること。

2　協議会は、必要があると認めるときは、研究所又は調査研究等機関に対して、資料の提供、意見の開陳、これらの説明その他の協力を求めることができるものとすること。

3　協議会の庶務は、地方環境事務所において処理するものとすること。

（第十四条関係）

五　関連する施策との連携

国及び地方公共団体は、気候変動適応に関する施策の推進に当たっては、防災に関する施策、農林水産業の振興に関する施策、生物の多様性の保全に関する施策その他の関連する施策との連携を図るよう努めるものとすること。

（第十五条関係）

第四　補則

一　観測等の推進

国は、科学的知見に基づき気候変動適応を推進するため、気候変動及び多様な分野における気候変動影響の観測、監視、予測及び評価並びにこれらの調査研究並びに気候変動適応に関する技術開発を推進するよう努めるものとすること。

（第十六条関係）

二　事業者及び国民の理解の増進

国は、広報活動、啓発活動その他の気候変動適応の重要性に対する事業者及び国民の関心と理解を深めるための措置を講ずるよう努めるものとすること。

（第十七条関係）

三　国際協力の推進

国は、気候変動等に関する情報の国際間における共有体制を整備するとともに、開発途上地域に対する気候変動適応に関する技術協力その他の国際協力を推進するよう努めるものとすること。

（第十八条関係）

四　国の援助

国は、地方公共団体の気候変動適応に関する施策並びに事業者等の気候変動適応及び気候変動適応に

資する事業活動の促進を図るため、情報の提供その他の援助を行うよう努めるものとすること。

（第十九条関係）

五　関係行政機関等の協力

環境大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関又は地方公共団体の長に対し、資料の提供、意見の開陳その他の協力を求めることができるものとすること。

（第二十条関係）

第五　附則

一　施行期日

この法律の施行期日について定めること。

（附則第一条関係）

二　施行前の準備

この法律の施行前の準備について定めること。

（附則第二条関係）

三　環境基本法の一部改正

環境基本法（平成五年法律第九十一号）の一部を改正し、中央環境審議会がつかさどる事務について

定めること。

（附則第三条関係）

四　国立研究開発法人国立環境研究所法の一部改正

国立研究開発法人国立環境研究所法（平成十一年法律第二百十六号）の一部を改正し、研究所は、第三の一の１に掲げる業務を行うものとすること。

（附則第四条関係）

五　検討

この法律の検討について定めること。

（附則第五条関係）

気候変動適応法案の概要

○温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）と、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）は車の両輪。

○本法案により適応策を法的に位置付け、関係者が一丸となって適応策を強力に推進。

背景

我が国において、気候変動の影響がすでに顕在化し、今後更に深刻化するおそれ。適応策が重要。

米・果樹

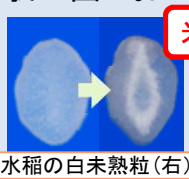

水稲の白未熟粒（右）
（写真提供：農林水産省）

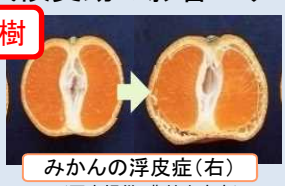

みかんの浮皮症（右）
（写真提供：農林水産省）

豪雨の増加

（出典：気候変動監視レポート2016（気象庁））

日本の年平均気温は、100年あたり 1.19℃の割合で上昇している。今後さらなる上昇が見込まれる。

熱中症患者の増加

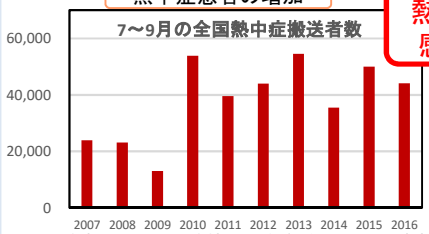

（出典：総務省消防庁 熱中症情報 救急搬送状況より環境省作成）

熱中症・感染症

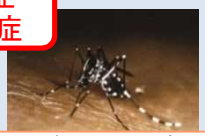

ヒトスジシマカの分布北上
（デング熱の媒介生物）
（写真提供：国立感染症研究所昆虫医科学部）

災害・異常気象

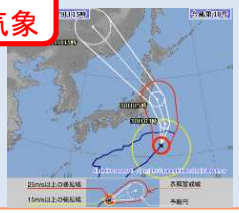

強い台風の発生数等の増加（将来予測）
（画像提供：気象庁）

生態系

サンゴの白化
（写真提供：環境省）

法律案の概要

1. 適応の総合的推進

- 国、地方公共団体、事業者、国民が気候変動適応の推進のため担うべき役割を明確化。
- 国は、農業や防災等の各分野の適応を推進する**気候変動適応計画**を策定。その進展状況について、把握・評価手法を開発。（閣議決定の計画を法定計画に格上げ。更なる充実・強化を図る。）
- **気候変動影響評価**をおおむね5年ごとに行い、その結果等を勘案して計画を改定。

各分野において、信頼できるきめ細かな情報に基づく効果的な適応策の推進

農林水産業 ／ 水環境・水資源 ／ 自然生態系 ／ 自然災害 ／ 健康 ／ 産業・経済活動 ／ 国民生活

将来影響の科学的知見に基づき、
- 高温耐性の農作物品種の開発・普及
- 魚類の分布域の変化に対応した漁場の整備
- 堤防・洪水調整施設等の着実なハード整備
- ハザードマップ作成の促進
- 熱中症予防対策の推進　　等

2. 情報基盤の整備

- 適応の**情報基盤の中核として国立環境研究所を位置付け**。

「気候変動適応情報プラットフォーム」（国立環境研究所サイト）の主なコンテンツ

コメの収量の将来予測

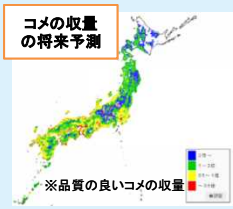

※品質の良いコメの収量

砂浜消失率の将来予測

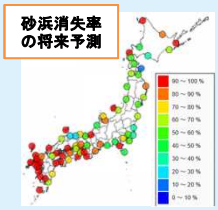

http://www.adaptation-platform.nies.go.jp/index.html

3. 地域での適応の強化

- 都道府県及び市町村（東京23区を含む。）に、**地域気候変動適応計画**策定の努力義務。
- 地域において、適応の情報収集・提供等を行う拠点（**地域気候変動適応センター**）機能を担う体制を確保。
- **広域協議会**を組織し、国と地方公共団体等が連携して地域における適応策を推進。

4. 適応の国際展開等

- 国際協力の推進。
- 事業者等の取組・適応ビジネスの促進。

※施行期日：6ヶ月を超えない範囲で政令で定める日。ただし、施行前に気候変動適応計画を策定することができる。

三　法律案・理由

気候変動適応法案

気候変動適応法

目次

第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　気候変動適応計画（第七条―第十条）
第三章　気候変動適応の推進（第十一条―第十五条）
第四章　補則（第十六条―第二十条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、地球温暖化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。）その他の気候の変動（以下「気候変動」という。）に起因して、生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていること並びにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることに鑑み、気候変動適応に関する計画の策定、気候変動影響及び気候変動適応に関する

情報の提供その他必要な措置を講ずることにより、気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「気候変動影響」とは、気候変動に起因して、人の健康又は生活環境の悪化、生物の多様性の低下その他の生活、社会、経済又は自然環境において生ずる影響をいう。

２　この法律において「気候変動適応」とは、気候変動影響に対応して、これによる被害の防止又は軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図ることをいう。

（国の責務）

第三条　国は、気候変動、気候変動影響及び気候変動適応（以下「気候変動等」という。）に関する科学的知見の充実及びその効率的かつ効果的な活用を図るとともに、気候変動適応に関する施策を総合的に策定し、及び推進するものとする。

２　国は、気候変動適応に関する施策の推進を図るため、並びに地方公共団体の気候変動適応に関する施策の促進並びに事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「事業者等」という。）の気候変

動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進を図るため、気候変動等に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行う体制の確保その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（地方公共団体の責務）

第四条　地方公共団体は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進するよう努めるものとする。

２　地方公共団体は、その区域における事業者等の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（事業者の努力）

第五条　事業者は、自らの事業活動を円滑に実施するため、その事業活動の内容に即した気候変動適応に努めるとともに、国及び地方公共団体の気候変動適応に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（国民の努力）

第六条　国民は、気候変動適応の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国及び地方公共団体の気候変動適応に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第二章　気候変動適応計画

（気候変動適応計画の策定）

第七条　政府は、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、気候変動適応に関する計画（以下「気候変動適応計画」という。）を定めなければならない。

２　気候変動適応計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　計画期間

二　気候変動適応に関する施策の基本的方向

三　気候変動等に関する科学的知見の充実及びその活用に関する事項

四　気候変動等に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行う体制の確保に関する事項

五　気候変動適応の推進に関して国立研究開発法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）が果たすべき役割に関する事項

六　地方公共団体の気候変動適応に関する施策の促進に関する事項

七　事業者等の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進に関する事項

八　気候変動等に関する国際連携の確保及び国際協力の推進に関する事項

九　気候変動適応に関する施策の推進に当たっての関係行政機関相互の連携協力の確保に関する事項

十　前各号に掲げるもののほか、気候変動適応に関する重要事項

3　環境大臣は、気候変動適応計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4　環境大臣は、気候変動適応計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

5　環境大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、気候変動適応計画を公表しなければならない。

（気候変動適応計画の変更）

第八条　政府は、最新の第十条第一項に規定する気候変動影響の総合的な評価その他の事情を勘案して、気候変動適応計画について検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに、これを変更しなければならない。

2　前条第三項から第五項までの規定は、気候変動適応計画の変更について準用する。

（評価手法等の開発）

第九条　政府は、前条第一項の規定による検討に資するため、気候変動適応計画の実施による気候変動適応の進展の状況をより的確に把握し、及び評価する手法を開発するよう努めるものとする。

（気候変動影響の評価）

第十条　環境大臣は、気候変動及び多様な分野における気候変動影響の観測、監視、予測及び評価に関する最新の科学的知見を踏まえ、おおむね五年ごとに、中央環境審議会の意見を聴いて、気候変動影響の総合的な評価についての報告書を作成し、これを公表しなければならない。ただし、科学的知見の充実その他の事情により必要があると認めるときは、その期間を経過しない時においても、これを行うことができる。

２　前項の報告書を作成しようとするときは、環境大臣は、あらかじめ、その案を作成し、関係行政機関の長と協議しなければならない。

第三章　気候変動適応の推進

（研究所による気候変動適応の推進に関する業務）

第十一条　研究所は、気候変動適応計画に従って、次の業務を行う。

一　気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供

二　都道府県又は市町村に対する次条に規定する地域気候変動適応計画の策定又は推進に係る技術的助言その他の技術的援助

三　第十三条第一項に規定する地域気候変動適応センターに対する技術的助言その他の技術的援助

四　前三号の業務に附帯する業務

２　研究所は、国民一人一人が日常生活において得る気候変動影響に関する情報の有用性に留意するとともに、気候変動等に関する調査研究又は技術開発を行う国の機関又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）（第十四条第二項において「調査研究等機関」という。）と連携するよう努めるものとする。

３　環境大臣は、研究所に対し、第一項各号に掲げる業務に関し必要な助言を行うことができる。

（地域気候変動適応計画）

第十二条　都道府県及び市町村は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため、単独で又は共同して、気候変動適応計画を勘案し、地域気候変動適応計画（そ

の区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画をいう。）を策定するよう努めるものとする。

（地域気候変動適応センター）

第十三条　都道府県及び市町村は、その区域における気候変動適応を推進するため、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点（次項及び次条第一項において「地域気候変動適応センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

２　地域気候変動適応センターは、研究所との間で、収集した情報並びにこれを整理及び分析した結果の共有を図るものとする。

（気候変動適応広域協議会）

第十四条　地方環境事務所その他国の地方行政機関、都道府県、市町村、地域気候変動適応センター、事業者等その他の気候変動適応に関係を有する者は、広域的な連携による気候変動適応に関し必要な協議を行うため、気候変動適応広域協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

２　協議会は、必要があると認めるときは、研究所又は調査研究等機関に対して、資料の提供、意見の開陳、これらの説明その他の協力を求めることができる。

３　協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

４　協議会の庶務は、地方環境事務所において処理する。

５　前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（関連する施策との連携）

第十五条　国及び地方公共団体は、気候変動適応に関する施策の推進に当たっては、防災に関する施策、農林水産業の振興に関する施策、生物の多様性の保全に関する施策その他の関連する施策との連携を図るよう努めるものとする。

第四章　補則

（観測等の推進）

第十六条　国は、科学的知見に基づき気候変動適応を推進するため、気候変動及び多様な分野における気候

変動影響の観測、監視、予測及び評価並びにこれらの調査研究並びに気候変動適応に関する技術開発を推進するよう努めるものとする。

（事業者及び国民の理解の増進）

第十七条　国は、広報活動、啓発活動その他の気候変動適応の重要性に対する事業者及び国民の関心と理解を深めるための措置を講ずるよう努めるものとする。

（国際協力の推進）

第十八条　国は、気候変動等に関する情報の国際間における共有体制を整備するとともに、開発途上地域に対する気候変動適応に関する技術協力その他の国際協力を推進するよう努めるものとする。

（国の援助）

第十九条　国は、地方公共団体の気候変動適応に関する施策並びに事業者等の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進を図るため、情報の提供その他の援助を行うよう努めるものとする。

（関係行政機関等の協力）

第二十条　環境大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関又は地方

公共団体の長に対し、資料の提供、意見の開陳その他の協力を求めることができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

第二条　政府は、この法律の施行前においても、第七条の規定の例により、気候変動適応計画を定めることができる。この場合において、環境大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

２　前項の規定により定められた気候変動適応計画は、この法律の施行の日において第七条の規定により定められたものとみなす。

３　環境大臣は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、気候変動影響の総合的な評価についての報告書を作成し、これを公表することができる。

４　前項の規定により作成された報告書は、この法律の施行の日において第十条の規定により作成されたものとみなす。

（環境基本法の一部改正）

第三条　環境基本法（平成五年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第二項第三号中「及び愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号）」を「、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号）、水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）及び気候変動適応法（平成三十年法律第　　号）」に改める。

（国立研究開発法人国立環境研究所法の一部改正）

第四条　国立研究開発法人国立環境研究所法（平成十一年法律第二百十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条に次の一項を加える。

２　研究所は、前項の業務のほか、気候変動適応法（平成三十年法律第　　号）第十一条第一項に規定する業務を行う。

第十三条第一項中「第十一条」を「第十一条第一項」に改める。

（検討）

第五条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理　由

気候変動への適応を推進するため、政府による気候変動への適応に関する計画の策定、環境大臣による気候変動による影響の評価の実施、国立研究開発法人国立環境研究所による気候変動への適応を推進するための業務の実施、地域気候変動適応センターによる気候変動への適応に関する情報の収集及び提供等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

四　新旧対照条文

気候変動適応法案　新旧対照条文　目次

○環境基本法（平成五年法律第九十一号）……………………………………………………1
○国立研究開発法人国立環境研究所法（平成十一年法律第二百十六号）……………………………3

○環境基本法（平成五年法律第九十一号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（中央環境審議会） 第四十一条　環境省に、中央環境審議会を置く。 ２　中央環境審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　環境基本計画に関し、第十五条第三項に規定する事項を処理すること。 二　環境大臣又は関係大臣の諮問に応じ、環境の保全に関する重要事項を調査審議すること。 三　自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第百三十九号）、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）、循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）、生物多様性基本法（平成二十年法律第五十八号）、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号）、水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律	（中央環境審議会） 第四十一条　環境省に、中央環境審議会を置く。 ２　中央環境審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　環境基本計画に関し、第十五条第三項に規定する事項を処理すること。 二　環境大臣又は関係大臣の諮問に応じ、環境の保全に関する重要事項を調査審議すること。 三　自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第百三十九号）、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）、循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）、生物多様性基本法（平成二十年法律第五十八号）及び愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号）によりその権限に属させられた事項を処理すること。

第四十二号）及び気候変動適応法（平成三十年法律第　　号）によりその権限に属させられた事項を処理すること。 ３　中央環境審議会は、前項に規定する事項に関し、環境大臣又は関係大臣に意見を述べることができる。 ４　前二項に定めるもののほか、中央環境審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他中央環境審議会に関し必要な事項については、政令で定める。	
	３　中央環境審議会は、前項に規定する事項に関し、環境大臣又は関係大臣に意見を述べることができる。 ４　前二項に定めるもののほか、中央環境審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他中央環境審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

○国立研究開発法人国立環境研究所法（平成十一年法律第二百十六号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（業務の範囲） 第十一条　研究所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一　環境の状況の把握に関する研究、人の活動が環境に及ぼす影響に関する研究、人の活動による環境の変化が人の健康に及ぼす影響に関する研究、環境への負荷を低減するための方策に関する研究その他環境の保全に関する調査及び研究（水俣病に関する総合的な調査及び研究を除く。）を行うこと。 二　環境の保全に関する国内及び国外の情報（水俣病に関するものを除く。）の収集、整理及び提供を行うこと。 三　前二号の業務に附帯する業務を行うこと。 ２　研究所は、前項の業務のほか、気候変動適応法（平成三十年法律第　　号）第十一条第一項に規定する業務を行う。 （緊急の必要がある場合の環境大臣の要求） 第十三条　環境大臣は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染その他の環境の汚染により人の健康又は生活環境に係る重大な被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認めるときは、研究所に対し、第十一条第一項に規定する業務のうち必要な調査及び研究の実施を求めることができる。 ２　研究所は、環境大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。	（業務の範囲） 第十一条　研究所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一　環境の状況の把握に関する研究、人の活動が環境に及ぼす影響に関する研究、人の活動による環境の変化が人の健康に及ぼす影響に関する研究、環境への負荷を低減するための方策に関する研究その他環境の保全に関する調査及び研究（水俣病に関する総合的な調査及び研究を除く。）を行うこと。 二　環境の保全に関する国内及び国外の情報（水俣病に関するものを除く。）の収集、整理及び提供を行うこと。 三　前二号の業務に附帯する業務を行うこと。 （新設） （緊急の必要がある場合の環境大臣の要求） 第十三条　環境大臣は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染その他の環境の汚染により人の健康又は生活環境に係る重大な被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認めるときは、研究所に対し、第十一条に規定する業務のうち必要な調査及び研究の実施を求めることができる。 ２　研究所は、環境大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

五　参照条文

気候変動適応法案　参照条文　目次

○　地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
○　国立研究開発法人国立環境研究所法（平成十一年法律第二百十六号）（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
○　独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
○　環境基本法（平成五年法律第九十一号）（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
○　水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

○　地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）（抄）

（定義）

第二条　この法律において「地球温暖化」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象をいう。

２～６　（略）

○　国立研究開発法人国立環境研究所法（平成十一年法律第二百十六号）（抄）

（業務の範囲）

第十一条　研究所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　環境の状況の把握に関する研究、人の活動が環境に及ぼす影響に関する研究、人の活動による環境の変化が人の健康に及ぼす影響に関する研究、環境への負荷を低減するための方策に関する研究その他環境の保全に関する調査及び研究（水俣病に関する総合的な調査及び研究を除く。）を行うこと。

二　環境の保全に関する国内及び国外の情報（水俣病に関するものを除く。）の収集、整理及び提供を行うこと。

三　前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

（緊急の必要がある場合の環境大臣の要求）

第十三条　環境大臣は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染その他の環境の汚染により人の健康又は生活環境に係る重大な被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認めるときは、研究所に対し、第十一条に規定する業務のうち必要な調査及び研究の実施を求めることができる。

２　研究所は、環境大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

○　独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）

（定義）

第二条　この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるもの（以下この条において「公共上の事務等」という。）を効果的かつ効率的に行わせるため、中期目標管理法人、国立研究開発法人又は行政執行法人として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

２～４　（略）

○　環境基本法（平成五年法律第九十一号）（抄）

（中央環境審議会）

第四十一条　環境省に、中央環境審議会を置く。

２　中央環境審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　環境基本計画に関し、第十五条第三項に規定する事項を処理すること。

二　環境大臣又は関係大臣の諮問に応じ、環境の保全に関する重要事項を調査審議すること。

三　自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第百三十九号）、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）、循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）、食

品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）、生物多様性基本法（平成二十年法律第五十八号）及び愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号）によりその権限に属させられた事項を処理すること。

３・４　（略）

○　水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）（抄）

第三条　主務大臣は、水銀等による環境の汚染の防止に関する対策を総合的かつ計画的に推進し、あわせて条約の的確かつ円滑な実施を確保するため、水銀等による環境の汚染の防止に関する計画を策定するものとする。

２　前項の計画において定める事項は、次のとおりとする。

一　水銀等による環境の汚染を防止するための基本的事項

二　水銀等による環境の汚染を防止するために国、地方公共団体、事業者及び国民が講ずべき措置に関する基本的事項

三　その他条約の的確かつ円滑な実施を確保するための重要な事項

３　主務大臣は、第一項の計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、中央環境審議会及び産業構造審議会の意見を聴かなければならない。

４　主務大臣は、第一項の計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

５　前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。